

別記 4

合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策事業
(木材加工流通施設等整備) 実施要領

第1 目的

この事業は、体質強化・花粉削減計画の参画事業体が地域材の競争力強化に向け、生産性向上等の体質強化を図るための合板・製材・集成材工場等の整備に対して支援する。

第2 交付の条件

この交付金は、県実施要領の別紙に掲げる事項を条件として交付するものとし、交付金の交付決定に際し、県実施要領の別紙、別記、別紙様式1及び別紙様式2を付すものとする。

第3 適用範囲

県実施要領の別表1のうち下記のメニュー（事業種目）に適用する。

メニュー	事業種目
4 木材加工流通施設等整備	国際競争力・木材供給基盤強化対策（木材産業の輸出促進・体質強化対策） 01 木材加工流通施設等整備（大規模・高効率化） 02 木材加工流通施設等整備（低コスト化） 03 品目転換施設整備 04 高度加工処理施設整備 05 木材加工流通施設等整備（供給力強化） 06 木材加工流通施設等整備（JAS構造用製材供給力強化） 07 木材加工流通施設等整備・品目転換施設整備・高度加工処理施設整備 附帯事業
	花粉の少ない森林への転換促進緊急総合対策（スギ材の需要拡大対策） 01 木材加工流通施設等整備（大規模・高効率化） 02 木材加工流通施設等整備（低コスト化） 03 品目転換施設整備 04 高度加工処理施設整備 05 木材加工流通施設等整備（供給力強化） 06 木材加工流通施設等整備（JAS構造用製材供給力強化） 07 スtock強化 08 木材加工流通施設等整備・品目転換施設整備・高度加工処理施設整備・Stock強化 附帯事業

第4 事業実施計画の作成

- 1 事業実施主体は、事業の要望に係る個別の機械・施設の具体的内容について事業実施計画書（別記様式第1号）を作成し、所管する地域振興局長を経由して知事に提出する。
- 2 地域振興局長は、事業実施計画書の内容が、適切と認められるときは知事に進達するものとする。

なお、地域振興局長は必要に応じて、事業実施主体に対して事業の実施に関する資料等の提出を求めることができる。

- 3 知事は、提出された事業実施計画書について実施要件や指標の妥当性等から内容を審査し、適当と認められる場合にこれを承認し、予算の範囲内で事業主体にその旨を通知する。

第5 事業実施計画の変更

- 1 事業実施主体は、当該事業実施計画の内容を著しく変更して実施する必要がある場合、変更事業実施計画を作成し、地域振興局長を経由して知事に提出するものとする。

なお、著しい変更とは以下に示す場合を指す。

- (1) 木材加工流通施設等の変更又は追加
- (2) 交付金の増額又は30%を超える減額
- (3) 個別指標の目標値の変更

- 2 地域振興局長は、事業実施主体から提出のあった変更事業実施計画書を審査し、やむを得ないと認められるときは知事に進達するものとする。

- 3 知事は、変更内容を審査し、やむを得ないと認めたときはこれを承認し、事業実施主体にその旨を通知する。

第6 事業内容及び採択基準等

交付金の事業の内容及び、事業実施主体については、国交付要綱の別表のⅠの2(1)「木材産業の輸出促進・体質強化対策」及びⅡの1「スギ材の需要拡大対策」並びに県交付金交付要綱別表D-4による。また、事業の採択基準等は、国運用の別表1のⅠの2(1)、Ⅱの1(1)及び、県実施要領別表1の「4木材加工流通施設等整備」による。

第7 交付事務及び事業遂行のための報告等

- 1 着手報告

事業の着手は、県交付金交付要綱に基づく交付金交付決定後に行うものとする。ただし、第4の3の事業実施計画の承認後に、やむを得ない事業により交付決定前の着手を必要とする場合は、県実施要領第10に規定する交付決定前着手に係る届出を行うものとする。

事業実施主体は事業に着手したときは、その日から7日以内に着手報告書（別記様式第2号）を、知事に提出する。

- 2 遂行状況報告

事業実施主体は、県交付金交付要綱に規定する事業の状況報告について、交付決定に係る年度の9月30日現在の状況を、10月10日までに、知事に提出する。

- 3 完了報告

事業実施主体は、事業を完了したときは、速やかに完了報告書（別記様式第3号）を、知事に提出するものとする。

- 4 手戻工事等

事業実施主体は、工事の完成前に一度実施した工事が災害等により被災し、再工事を必要とする場合は速やかに地域振興局長に届出て、その措置について指示を受けること。

第8 検査

知事は、事業実施主体から事業完了報告書の提出があったときは、速やかに事業完了

検査又は完了確認を行うものとする。

完了検査又は完了確認の方法については、「新潟県林業関係補助事業検査規程（昭和48年11月20日付け新潟県告示第1591号）」及び「新潟県林業関係補助事業検査要領（昭和53年10月13日付け林第1310号）」等に基づいて行うものとする。

第9 その他

- 1 事業実施主体が、この要領により知事に提出する書類は、地域振興局長を経由するものとし、提出部数は2部（知事1部、地域振興局長1部）とする。
- 2 「新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）」第3条第1項によって地域振興局長に執行が委任された事業については、第7及び第8において「知事」とあるのを「地域振興局長」と読み替えるものとする。

附則 この要領は、平成30年4月24日から施行し、平成29年度事業から適用する。

附則 この要領は、平成31年4月2日から施行し、平成30年度事業から適用する。

附則 この要領は、令和2年3月2日から施行し、令和元年度事業から適用する。

附則 この要領は、令和3年3月5日から施行し、令和2年度事業から適用する。

附則 この要領は、令和4年3月10日から施行し、令和3年度事業から適用する。

附則 この要領は、令和5年3月14日から施行し、令和4年度事業から適用する。

附則 この要領は、令和6年3月12日から施行し、令和5年度事業から適用する。

附則 この要領は、令和7年3月24日から施行し、令和6年度事業から適用する。

附則 この要領は、令和8年3月16日から施行し、令和7年度事業から適用する。